

市第 130 号議案 横浜市京浜臨海部再編整備マスタープラン改定審議会条例の制定 について

1 制定の趣旨

京浜臨海部再編整備マスタープランの改定について、学識経験者等から幅広い分野についてご意見をいただきながら改定のプランを取りまとめるため、市長の附属機関として、「横浜市京浜臨海部再編整備マスタープラン改定審議会」を設置する条例を制定します。

2 京浜臨海部再編整備マスタープラン改定の目的

京浜臨海部は、製造業等を中心として戦後の経済成長を支えてきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、産業の空洞化等が懸念されるなか、平成 9 年 2 月に京浜臨海部再編整備マスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）を策定し、製造業等の操業環境の維持・改善や、横浜サイエンスフロンティアの形成などを促進してきました。

一方、加速化する産業のグローバル化や生産機能の集約化、大型物流施設の進出など、産業構造が変化しており、また、環境や防災への意識の高まりなども踏まえて、見直しに向けた検討が必要になっています。

そこで、マスタープラン策定後、20 年が経過するなか、羽田空港と横浜都心部との間に立地するという高いポテンシャルを活かした国際競争力のある産業等の拠点として更に発展していくため、マスタープランの改定に向けた検討を進めるものです。

3 目標年次

経済情勢が急速に変化するなか、企業の経済活動に大きく左右される当地区の特殊性を考慮し、20 年程度の将来像を見据えながら、概ね 10 年間における企業活動の動向等も踏まえて、2030 年を目標年次としてマスタープラン改定を行います。

4 京浜臨海部再編整備マスタープラン改定審議会の概要

(1) 審議内容：マスタープランの改定に関する事項

(2) 委員構成：学識経験者等 15 人以内

(都市計画、産業立地、物流、港湾、防災、環境、エネルギーの分野等)

5 公布する日（予定）

平成 29 年 2 月 24 日

6 今後の予定

- ・平成 29 年 3 月下旬 第一回審議会開催、諮問
- ・平成 29 年度 審議会を複数回開催、答申（審議会での審議状況による）

<参考>

○改定に向けた主な視点

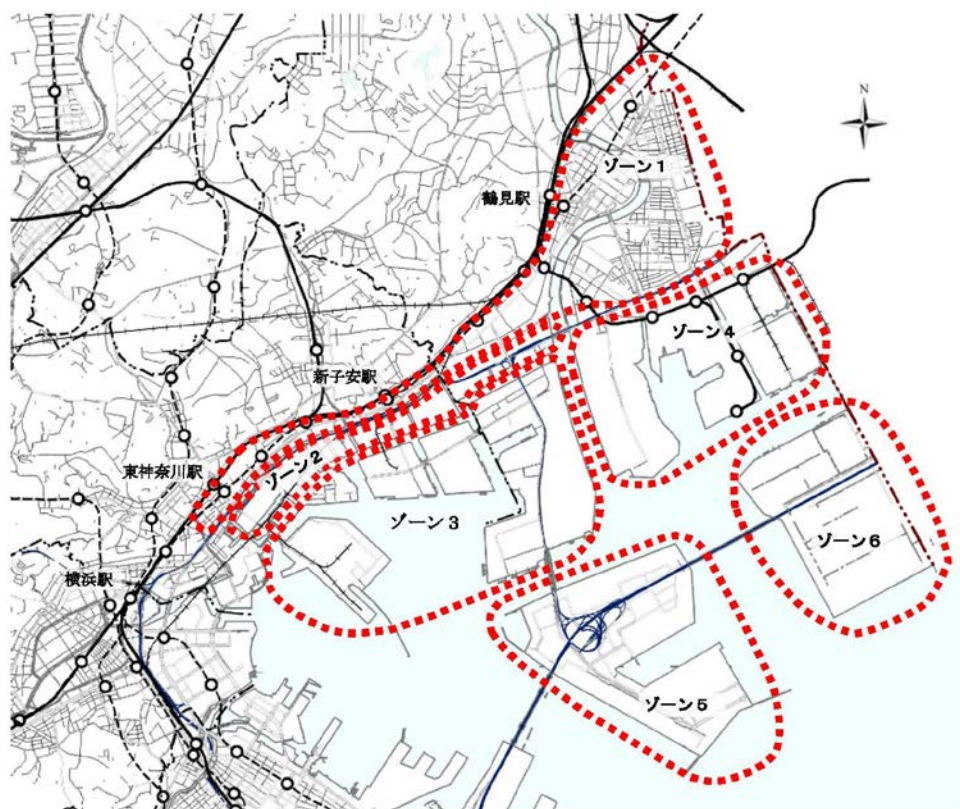
「産業政策と都市政策の融合を図るとともに、京浜臨海部のもつポテンシャルを最大限活用し、臨海部によせられる多様なニーズに応える新たな産業空間を形成する。」という、現行マスタープランの基本理念を基に、

- ・生産機能をはじめとした臨海部に立地する様々な土地利用の誘導のあり方
- ・研究開発機能や高付加価値型製造業の更なる誘導の方向性
- ・内陸部との機能分担を考慮した物流機能立地のあり方
- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の促進、エネルギーの企業間の融通、水素の活用など温暖化対策に向けた取組
- ・人や物、情報等の円滑な移動を支える輸送力の強化やインフラ整備の方向性
- ・津波・高潮など、災害時における取組の方向性

などの視点で検討し、改定に繋げていきます。

○現行マスタープランの対象エリア、地区別再編整備方針

(1) 対象エリア： 概ね、JR東海道線から海側の臨海部で、鶴見区と神奈川区の一部を除く範囲



(2) 地区別再編整備方針

- ゾーン1：臨海部の再編整備と連携した地域の活性化及び防災性の向上
- ゾーン2：立地環境の改善による複合的土地利用転換の促進
- ゾーン3：製造業の高付加価値化に対応する国際競争力のある生産拠点
- ゾーン4：生産機能と連携した世界の生産技術や先端技術開発をリードする研究開発拠点
- ゾーン5：物流革新に対応した総合物流拠点
- ゾーン6：既存工場を集約し、生産機能の高度化、効率化を進める生産拠点